

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年7～8月号 (Vol.20)

2007年8月28日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。)

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

《特許》

- ・ 日英特許審査ハイウェイ試行開始
- ・ ロンドンアグリーメント批准へ向けてのフランスの動向
- ・ EPO拡大審判部，分割出願についての判断示す
- ・ EPO，英国知的財産庁，ドイツ特許商標庁，特許付与手続の生産性に関するベンチマーク報告書を公表

《意匠・商標》

- ・ 英国知的財産庁，商標審査における相対的拒絶理由の廃止へ

《模倣品・海賊版対策》

- ・ ドイツ・ゾーリンゲンの模倣品博物館概要
- ・ ケルンメッセ，中国出展者と知財に関するMOU締結

《特許情報・電子出願》

- ・ ドイツ特許商標庁，2006年年報を公表

《その他》

- ・ 英国知的財産庁，「イノベーション・大学・職業技能省」の傘下へ
- ・ EPO長官，7月1日よりブリムロー氏へ

- ・ スイスーインド, 知財に関するMOU締結
- ・ スイスー中国, 知的財産権に関する作業部会を設置

欧州知的財産ニュースは, JETROテュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望, 内容に関するお問い合わせ, ご意見・ご希望は, patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright(C)2007JETROテュッセルドルフセンター-(北村・中野)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること, 配信された電子メールの第三者への転送, Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお, 掲載するニュースの記載内容については, 正確性を十分に期しておりますが, 記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので, 予めご了承下さい。

《特許》

・日英特許審査ハイウェイ試行開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、7月2日、日英間の特許審査ハイウェイ (PPH; Patent Prosecution Highway) の試行が同日付けで開始された旨プレスリリースを行った。

日英 PPH により、UKIPO (又は JPO) の特許審査結果を受理した出願人は、JPO (又は UKIPO) における対応特許出願について早期審査の請求を行うことが可能となる。今回の試行は、特許審査の迅速化のためのオプションについての出願人のニーズをテストし、品質及び効率化を定量化することを目的とするもの。

フレッチャーUKIPO 長官は「特許審査ハイウェイ (PPH) は日英両国での知財保護を求める者にとって貴重な手段。PPH によってもたらされるであろう効率と品質の向上は、UKIPO-JPO 間の強い絆の結果であり、大変喜ばしいこと。PPH は、発明とイノベーションを促進し報奨を与えるという両庁の目標に寄与すると共に、世界の PPH ネットワークへの重要な一歩となるだろう。」と述べている。

また、同プレスリリースにおいて、中嶋 JPO 長官の言として、「特許審査ハイウェイは、日英産業界が世界で特許取得する手続きを簡素化するための日英協力の重要なステップ。両国のイニシアティブは、世界の PPH ネットワーク実現に大きく貢献することが期待されている。」と紹介している。

UKIPO と他国特許庁との間でのワークシェアリングの発展は、ゴアーズ・レビューにおける重要提言の一つ。UKIPO は米国特許商標庁 (USPTO) との PPH 試行についてもすでに検討を行っており、今年後半に開始することとしている。

— UKIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070702.htm>

— JPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/niti_ei_highway_program.htm

— 日英PPH合意については、欧州知的財産ニュース 2007年3～4月号 (Vol.18) p.4参照—

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_018.pdf

・ ロンドンアグリーメント批准へ向けてのフランスの動向

フランス全国紙「ル・モンド」は、7月12日、フランスのペクレス高等教育・研究大臣及びジュイエ欧州問題担当閣外大臣（外相付）がフランスのロンドンアグリーメント批准へ向けた強い意向を表明した旨報じた。欧州における特許取得費用の40%を占めると言われる「翻訳コスト」が、日米での特許取得費用と比較した際の高コスト要因とされている。両大臣によれば、ロンドンアグリーメントの批准によりコストを軽減できれば、研究成果の保護が容易となり、特に中小企業へのメリットは大きい、としている。

この両大臣の意向について、フランス産業連盟（MEDEF）のパリゾ会長は歓迎の意を示し、「批准の可能性が高まったことはフランス全企業にとって朗報。これまでは高コストのためフランス企業による特許が欧州レベルで保護されにくかったが、批准により特許取得件数が増え、イノベーションが促進されるだろう。」とコメントしている。

フランスのロンドンアグリーメント批准については、2006年9月に憲法裁判所で合憲判決が出されて以来、公式に目立った動きはなかった。しかし、特許関係に詳しい議会関係者によれば今年春にはすでに法改正の条文案は完成していたとの情報もあり、今年5月の大統領選挙及び6月の国民議会選挙終了後には、批准へ向けて動き出すであろうとの見方が多かった。フランス出身のポンピドゥー前EPO長官もこれまで精力的にフランス政府に働きかけをしており、フランス産業財産庁のバティステリ長官も批准の見通しが明るい旨述べるなど、好材料が多い中での今回の現職閣僚による意向表明は、進展に拍車をかける。

ロンドンアグリーメントの発効は、英独仏3カ国を含むEPC加盟国8カ国の批准／加入が条件であり、現在、フランスの批准を待つのみ。発効後は特許明細書の翻訳負担が大幅に軽減され、欧州ユーザーのみならず日本のユーザーにとってもコスト削減のメリットは大きい。

ー ル・モンド紙の記事は、以下参照（フランス語） ー

<http://www.lemonde.fr/web/article/0,1-0,36-934273,0.html>

ー フランス産業連盟（MEDEF）会長のコメントは、以下参照（フランス語） ー

http://www.medef.fr/staging/site/core.php?pag_id=112717

ー ロンドンアグリーメントについてのこれまでの記事については、欧州知的財産ニュース2006年8～10月号（Vol.15）第14頁参照 ー

（フランス憲法裁判所判決） http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

（アグリーメント概要） http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/news_020_1.pdf

・ EPO拡大審判部，分割出願についての判断示す

EPO 拡大審判部は，7月16日，分割出願についての審判案件 G 1/05，G 1/06 の審決を公表した。この事件は，一昨年来，分割出願の審査基準に係る判断について係属していた複数の審判事件*を統合審理していたものであり，欧州の実務者からその統一的判断が注目されていた案件。概要以下の通り。

<経緯>

2005年8月，EPO 審判部は審判案件 T 39/03 において，「新規事項を含む分割出願は親出願の出願日を喪失し，その瑕疵を補正することができない」との見解を示し，この判断を EPO 拡大審判部に付託した (G 1/05)。また，2006年3月，EPO 審判部は審判案件 T 1409/05 において，「多世代分割出願のクレームに記載された発明事項は，その一世代前の出願の (明細書のみならず) “クレーム” に記載された事項でなければならない」との見解を示し，同様に拡大審判部に付託した (G 1/06)。

<拡大審判部の判断>

- ◆親出願の範囲を超えた記載事項を含むがゆえに EPC 第 76 条(1)に規定する分割要件を満たさない分割出願は，有効な分割出願とするために補正することは可能。出願日を喪失することはない。(G 1/05)
- ◆上記補正は，親出願がすでに係属していなくても可能。(G 1/05)
- ◆分割出願について，EPC 第 76 条(1)によって課されている以上の更なる内容的制限は存在しない。特に，親出願の明細書に含まれる事項ではあるがクレームされていなかった事項について，分割出願のクレームに記載することは可能。(G 1/05)
- ◆多世代分割出願においては，分割出願中に開示された事項がそれより前の世代の全ての出願の出願時に開示されていた事項からそれぞれ直接的かつ一義的に導き出されることが，EPC 第 76 条(1)第 2 文を満たすための必要十分条件。親出願の明細書に含まれる事項ではあるがクレームされていなかった事項についても，分割出願のクレームに記載することは可能。(G 1/06)
- ◆出願が拒絶された場合に備えて同じ発明を何度も出願し，複数の分割出願の権利が未確定のまま係属することは好ましくはない。分割出願の濫用に対処するために運用では不十分だとすれば，新たな立法措置が必要となる。

一昨年来 2 つの T 審決において示された従前と異なる厳しい分割出願の判断基準は，当時欧州特許実務者の注目を集め，epi, FICPI, CIPA**といった欧州代理人団体からは，従前の運用の継続を強く希望する意見書が拡大審判部へ提出されていた。今般の拡大審判部の審決により，T 審決で示された判断基準の可能性が完全に否定され，意見書に沿った内容で

の従来通りの分割出願の判断基準が維持されることとなった。

*注1：当初 G 1/05, G 1/06 の他, 「G 3/06」も統合されていたが, この審判請求が取り下げられたため, 2 件の統合審理へと変更された。

**注2 FICPI：産業財産権代理人国際連盟, epi：対欧州特許庁代理人協会
CIPA：英国公認特許代理人協会

【参考1】EPC 第76条 European divisional applications (欧州分割出願)

(1) A European divisional application must be filed directly with the European Patent Office at Munich or its branch at The Hague. It may be filed only in respect of subject-matter which does not extend beyond the content of the earlier application as filed; in so far as this provision is complied with, the divisional application shall be deemed to have been filed on the date of filing of the earlier application and shall have the benefit of any right to priority.

(欧州分割出願は, ミュンヘンの欧州特許庁又はハーグのその支庁に直接行う。欧州分割出願は, 元の出願の出願時の内容を超えない対象についてのみ出願し得る。この要件を満たす限り, 分割出願は元の出願の出願日にされたものとみなされ, 優先権の利益を享受する。)

(2), (3) 略

【参考2】拡大審判部 (Enlarged Board of Appeal)

審判継続中の事件について, 法律の統一的適用を確保する場合又は重要な法律問題が生じた場合であって, 審判部が必要と認めるときは, 事件を拡大審判部に付託することができる。拡大審判部の審決は, 当該審判事件に関して審判部を拘束する。拡大審判部は5名の法律専門官及び2名の技術専門官で構成される。

拡大審判部の審決は「G」, 通常の審判部による審決は「T」が, それぞれの事件番号に付与される。 (EPC 第112条参照)

— 審決文は, 以下参照 —

G 1/05 : <http://legal.european-patent-office.org/dg3/biblio/g050001ex2.htm>

G 1/06 : <http://legal.european-patent-office.org/dg3/biblio/g060001ex1.htm>

T 39/03 : <http://legal.european-patent-office.org/dg3/biblio/t030039ex1.htm>

T 1409/05 : <http://legal.european-patent-office.org/dg3/biblio/t051409ex1.htm>

・ EPO, 英国知的財産庁, ドイツ特許商標庁, 特許付与手続の生産性に関するベンチマーク報告書を公表

欧州特許庁 (EPO), 英国知的財産庁 (UK-IPO) ドイツ特許商標庁 (DPMA) は, 7月26日, これら三庁の特許付与手続の生産性に関するベンチマーク報告書を公表した。本報告書は, 特許付与手続におけるサーチ及び審査のベスト・プラクティスを見つけることを目的として作成されたもの。ベンチマーク対象は, 2005年9月から2006年8月までの間に, 三庁における審査官によってサーチ及び審査された特許案件全て。

報告書の概要は, 以下のとおり。

- ・ 生産性の基準として「時間」のみを考慮しており, 「質」, 「コスト」は考慮していない。
- ・ 生産性の基準として, 「案件 (最終処分及びサーチ) ごとの時間」と「コミュニケーションごとの時間」を用いた。
- ・ 「案件 (最終処分及びサーチ) ごとの時間」の基準では, UK-IPO, DMPA が 1.1 日, 1.2 日であったのに対し, EPO は 1.7 日であった。
- ・ 「コミュニケーションごとの時間」の基準では, UK-IPO, DMPA が 0.7 日であったのに対し, EPO は 1.1 日であった。
- ・ したがって, UK-IPO と DMPA の生産性は同等であるのに対し, EPO の生産性は, 他の2庁に比し約 50%劣る。
- ・ EPO の生産性が劣る点について, 特に関連する事項は下記のとおり。下記事項などを考慮すれば, EPO の生産性が劣る約 50%のうち約 45%を説明可能かもしれない。
 - EPO では, 調査報告に意見を付している。
 - EPO では, 特許査定をするために 3 人の審査官による合議を必要としている。
 - EPO では, 審査官の母国語以外の特許出願に対しても, 審査官はサーチ及び審査をしている。
- ・ 生産性を高めるための勧告の 1 つとして, 非特許文献のサーチシステムの促進が挙げられている。

— EPO のプレスリリースについては, 以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2007/20070726.html>

— ベンチマーク報告書については, 以下参照 —

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/46CEFCF34ED4A9F0C1257324002A1428/\\$File/Bechmarking_productivity_report_2007_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/46CEFCF34ED4A9F0C1257324002A1428/$File/Bechmarking_productivity_report_2007_en.pdf)

— UK-IPO のプレスリリースについては, 以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press-release-20070726>

— DPMA のプレスリリースについては, 以下参照 (ドイツ語) —

<http://www.dpma.de/infos/pressdienst/pm070726.html>

《意匠・商標》

・英国知的財産庁、商標審査における相対的拒絶理由の廃止へ

英国知的財産庁（UKIPO）は、7月3日、商標審査における相対的拒絶理由の廃止へ向けた制度改正を10月1日付けで施行する旨公表した。英国では、商標における絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行っているが、この運用は、先行する商標権者が異議を申し立てた場合に限り相対的拒絶理由についての審査を行うとする共同体商標（CTM）の運用と異なっている。この2つの異なる制度によるユーザーの混乱を回避するため、英国の商標制度を改正することを目指して昨年意見公募が行われていたが、その結果を踏まえ、今般制度改正を行ったもの。概要以下の通り。

- ◆2007年10月1日以降の出願に対しては、先行商標権者が異議申立てを行いそれが成立しない限り、UKIPOは商標登録出願を拒絶しない。
- ◆UKIPOのサーチ・審査過程において先行登録商標を発見した場合には、出願人にその旨を通知し、(1)出願の維持、(2)先行登録商標との衝突回避のための商標又は役務のリストの限定、(3)出願の取下げ、のいずれかを選択させる。
- ◆出願人が「出願の維持」を選択した場合には、UKIPOは、その出願の公報による公開時に、先行商標権者に対して通知を行う。通知は、英国商標権者には自動的に行われるが、共同体商標権者については「通知の請求」を予め行った者に対してのみ行われる。
- ◆先行商標権者は、公報にて公開された出願に係る商標が自身の権利に抵触すると判断した場合、異議を申し立てることができる。異議申立てが成立したときは、出願人は商標登録できず、異議申立てにかかった費用を負担しなければならない。

上記制度改正は、あと数週間以内に完了する見込み。より詳細な情報はそれまでに公表される予定。

— UKIPOによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipso.gov.uk/tm/t-decisionmaking/t-law/t-law-notice/t-law-notice-relativegrounds.htm>

－ 昨年の意見公募については、欧州知的財産ニュース 2006年8～10月号 (Vol.15) p.18参照－

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

《模倣品・海賊版対策》

・ドイツ・ゾーリンゲンの模倣品博物館概要

本記事については、[こちらへ](#)。

・ケルンメッセ、中国出展者と知財に関するMOU締結

ドイツ・ケルンでの国際見本市（メッセ）を主催する「ケルンメッセ」は、8月22日、中国の出展者との間で知的財産に関するMOU（覚書）を締結した旨公表した。

ドイツでは国内主要都市で年間数多くのメッセが開催されており、幅広い分野の製品が展示される。メッセは単なる展示の場ではなく即商談に結びつくことも多く、ドイツ産業界にとって極めて有効な取引の場である一方、展示されている製品の写真撮影をしてそのデザイン等を盗用してコピー品を製造するといった、模倣品業者の格好のターゲットともなっている。

メッセの主催者と出展者との間でこのような覚書が交わされるのは過去に例がない。覚書によれば、メッセ主催者はドイツの法律に従いメッセにおける知的財産権の保護を促進すると共に、そのいかなる侵害をも予防するための手だてを講じることとされている。また、出展者は、知的財産権の侵害のおそれがある場合には、弁護士及びドイツ当局の協力の下に助言とサポートを得られることとされている。そして、メッセ主催者及び出展者による共同メディアキャンペーンをドイツと中国で行うこととされている。さらに、知的財産権を侵害した出展者は、自社製品の撤去と展示ブースの閉鎖を余儀なくされ、将来の展示もできなくなる場合があるとしている。

ケルンメッセには中国から毎年3,500社以上もの企業が出展しており、最大出展国の一つ。今回のMOU締結は、中国の出展者がメッセにおいて模倣行為を行っているのではないかとの偏見を払拭することにもなる旨、メッセ側は強調している。

— ケルンメッセのプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

http://www.koelnmesse.de/wDeutsch/unternehmen/presse/virtuelles_pressezentrum/pressemitteilung/en/195_fairer_wettbewerb.shtml

◀特許情報・電子出願▶

・ドイツ特許商標庁、2006年年報を公表

ドイツ特許商標庁は、6月27日、2006年年報（Jahresbericht 2006）を公表した。

◆総出願件数

特許：60,585件（うち3,008件はPCT出願が国内段階へ移行したもの）（前年比0.6%増）

実用新案：19,766件（前年比3.2%減）

意匠：51,014件（前年比6.1%増）

商標：72,321件（前年比2.0%増）

◆国籍別特許出願件数

<ドイツ特許商標庁への直接出願>

（参考：ドイツを指定したEPOへの特許出願）

1位：ドイツ 48,012件（79%）

1位：米 国 34,584件（26%）

2位：日 本 3,618件（6.0%）

2位：ドイツ 24,798件（18%）

3位：米 国 3,283件（5.4%）

3位：日 本 21,935件（16%）

4位：スイス 1,157件（1.9%）

4位：フランス 7,962件（5.9%）

◆企業別特許出願件数

<ドイツ特許商標庁への直接出願>

（参考：ドイツを指定したEPOへの特許出願）

1位：ジーメンス（独） 2,501件

1位：：フィリップス・エレクトロニクス（蘭） 2,685件

2位：ボッシュ（独） 2,202件

2位：サムソン（韓） 1,686件

3位：ダイムラー・クライスラー（独） 1,626件

3位：ジーメンス（独） 1,452件

4位：インフィニオン・テクノロジー（独） 1,236件

4位：松下電器産業（日） 1,362件

5位：フォルクスワーゲン（独） 731件

5位：LG電子（韓） 1,145件

（6位：デンソー（日） 708件）

◆州別特許出願件数

バイエルン州14,010件、バーデン・ヴュルテンベルク州13,347件と、自動車産業の発達

した南部の2州からの出願が最も多く、続いてルール工業地帯を擁するノルトライン・ヴェストファーレン州が8,195件。

◆技術分野別特許出願

国際特許分類B60（車両一般）が5,415件と1995年から連続して最も多い。続いてF16（機械要素または単位）4,566件、G01（測定、試験）3,920件、H01（基本的電気素子）3,520件。

◆その他

・審査請求件数38,696件、うち出願同時請求は25,452件。

・総職員数2,556名。

うち、在宅勤務者は2006年末で233名、2007年第一四半期には約300名となる見込み。

——— 年報全文は、以下参照 ———

http://www.dpma.de/veroeffentlichungen/jahresbericht06/dpma_jb_2006_engl.pdf

《その他》

・英国知的財産庁、「イノベーション・大学・職業技能省」の傘下へ

6月27日に発足した英国ブラウン政権は、28日、英国知的財産庁（UKIPO）の上部組織だった旧貿易産業省（Department of Trade and Industry）を組織変更し、同省の科学・イノベーション部門と、旧教育・職業技能省（Department for Education and Skills）の高等教育技能部門とを統合し、「イノベーション・大学・職業技能省」（Department for Innovation, Universities and Skills; DIUS）を新設した。英国知的財産庁は同省の傘下となる。同省大臣はジョン・デナム氏（Mr. John Denham）。

先進国では、知的財産庁は「経済／産業」を管轄する省庁に属する場合が多い中、「科学／教育」に関する省庁の傘下となる例は珍しい。

なお、旧貿易産業省の残りの部門は、「ビジネス・企業・規制改革省」（Department for Business, Enterprise & Regulatory Reform; DBERR）として新設された。

既報の通り、昨年12月に英国にて公表された「知財に関するゴアーズ・レビュー」は、ブラウン首相（当時財務大臣）のイニシアティブで作成されたもの。現時点では新政権より知財について特段のコメントはなされていないが、今後同首相の下で、ゴアーズ・レビューで示された提言が着実に検討・実行されていくものと思われる。

— イノベーション・大学・職業技能省のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.dius.gov.uk/index.html>

— ゴアーズ・レビューについては、欧州知的財産ニュース2006年11～12月号 (Vol.16) 第24頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

・ EPO長官，7月1日よりブリムロー氏へ

7月1日，英国のアリソン・ブリムロー氏 (Ms. Alison Brimelow) が，3年間任期を務めたポンピドゥー氏 (フランス) に代わって，第5代 EPO 長官に着任した。任期は2010年6月までの3年間。

ブリムロー氏は1949年生まれ。1973年に英国 diplomatic service に入り，その後貿易産業省へ異動し，主に EU 内での政策事項を担当した。1991年に英国特許庁 (現英国知的財産庁) に商標登録部長として着任し，1999年には英国特許庁長官に着任。その後2003年から2006年までの間，EPO 管理理事会の副議長を務めていた。

ブリムロー氏は着任の言として，「必要なのは，より多くの特許ではなく，“良質な”より多くの特許。EPO は今後も信頼性のある有能な組織であり続け，特許付与の世界基準を設定しなければならない。」と述べている。また，対外関係については「(欧州ナショナルオフィスとの) 欧州特許ネットワークの発展，三極における日米との緊密な取組み，急成長している中韓との緊密な取組みについて，やれることから取り組んでいかなければならない。」としている。

同じく7月1日付けで，オランダのペーター・ファーメイ氏が，キリアキデス氏 (英/キプロス) に代わって，EPO の DG2 (サーチ・審査支援部) 副長官に着任した。

— ブリムロー長官着任についての EPO のプレスリリースは，以下参照 —

(概要) <http://www.epo.org/focus/news/2007/20070629.html>

(抱負) <http://www.epo.org/about-us/press/backgrounders/interview.html>

(略歴) <http://www.epo.org/about-us/press/backgrounders/brimelow-cv.html>

— ファーメイ DG2 副長官着任についての EPO のプレスリリースは，以下参照 —

<http://www.epo.org/focus/news/2007/20070702.html>

— ファーメイ氏略歴については，欧州知的財産ニュース2007年3～4月号 (Vol.18) p.18参照 —
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_018.pdf

・ スイスーインド，知財に関するMOU締結

インド政府は、8月7日、インドとスイスが知的財産権に関するMOU（覚書）に署名した旨公表した。インドのナート商工大臣及びスイスのロイトハルト経済大臣が署名を行った。

MOUにおいては、以下の項目の対話を発展させるため、共同委員会を設置するとしている。(1) 国レベルの知財保護の情報交換、(2) 知財に関する国際的な問題、(3) 両国間の特定の知財に関する問題、(4) 両国知財庁間の技術的な情報交換、(5) 知財に関する研修経験の交換、(6) 知財に関する研修のカリキュラム等の進展、(7) 特定の知財に関する問題についての共同研究、(8) 知財権の役割に関する国民意識の向上施策経験の交換、(9) 模倣品・海賊版の製造・販売等の防止、(10) 地理的表示の保護、(11) 伝統的知識の保護。

— インド政府のプレスリリースは、以下参照 —

<http://pib.nic.in/release/release.asp?relid=29658>

— スイス政府のプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

<http://www.ige.ch/D/jurinfo/j132.shtm>

・ スイスー中国，知的財産権に関する作業部会を設置

スイス知的財産庁は、8月21日、スイスと中国が知的財産権に関する作業部会（Working Group）を設置した旨公表した。スイスのロイトハルト経済大臣及び中国の簿熙来（Bo Xilai）商務部長が、7月8日、北京でのバイ会談においてその旨を宣言した。このバイ会談は、第17回中国ースイス商務貿易合同委員会において、5月29日に署名された知的財産権に関するMOU（覚書）に基づくもの。

MOUの概要は、以下のとおり。

- ・ 両国間の貿易・経済協力における知的財産権の適切かつ効果的な保護の重要性にかんがみ、知的財産権に関する作業部会を設置し、その検討結果を合同委員会に報告する。
- ・ 両国は、国際的な条約、特にTRIPS協定に関する権利・義務を再確認する。
- ・ 作業部会は、以下の点について、解決手段を見つけるため議論する。(1)知的財産権の制度、(2)知的財産権の法的側面、(3)知的財産権の民事・行政・刑事的なエンフォースメント、(4)知的財産の技術的支援協力。
- ・ 作業部会は、中国商務部及びスイス知的財産庁のメンバーで構成される。他の政府機関、産業界の代表も参加可能。
- ・ 作業部会は少なくとも年1回開催される。場所は、スイス又は中国において、交互に開

催される。

— スイス知的財産庁のプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

<http://www.ige.ch/D/jurinfo/j131.shtm>

— スイスー中国が締結した MOU は、以下参照 —

<http://www.ige.ch/E/jurinfo/documents/j13101e.pdf>

(以上)